

経済産業省令で定めるところにより行う「選任者への義務講習」のご案内

令和7年度
申込案内書

エネルギー管理講習 資質向上講習

当講習は**法定講習**です。省エネ法^{※1}により特定事業者等^{※2}に指定されている事業者は、対象の方^{※3}を受講させることを**法令により義務付けられています**。

※1 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

※2 特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者

※3 エネルギー管理講習（新規講習）修了者で「エネルギー管理企画推進者」「エネルギー管理員」に選任されている方のうち、2ページに記載の条件に当てはまる方

よくある質問（FAQ）

Q1. 講習を受講しない場合（受けさせなかった事業者）に**行政上の措置**はありますか？

A1. 省エネ法に定める受講義務が不履行の場合には、事業者の省エネへの取り組みが不十分であると考えられ、工場等現地調査・立入検査・指導・助言の対象となることもあり得ます。
法令遵守の重要性を認識していただき、法定講習の受講をお願いします。

Q2. 新規講習の修了者は受講する必要がありますか？

A2. 受講が義務付けられているのは、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として**選任（新規講習の修了番号で選任届出済み）**されている方です。
未選任（解任済み）、エネルギー管理士免状取得者を除きます。

Q3. 選任者は何年ごとに受講する必要がありますか？

A3. 資質向上講習を**3年ごと（又は選任年度の翌年度）**に受講する必要があります。

Q4. **受講対象者の氏名**を教えてください。

A4. 11月以降に郵送する「申込案内書が入っていた**封筒の宛名**」又は、1月以降に郵送する「受講案内通知（ハガキ）の宛名」に記載があります。
なお、回答までに時間を要しますがメールでの問い合わせも可能です。

※異動、退職、選任、解任等による案内誤りがある場合は、省エネルギーセンター講習部までメール（train@eccj.or.jp）にてご連絡ください。

申込受付期間

令和7年12月1日(月) ～ 令和8年2月24日(火)

受講期間

令和8年1月16日(金) ～ 3月31日(火)

受講方法

- ・オンライン講習方式（あらかじめ録画された**動画 [5時間30分]**の視聴）
- ・インターネット接続ができるパソコン、タブレット、スマートフォン等を使用し、指定期間内であれば24時間好きな時に視聴が可能。
- ・動画の一時停止や中断したところからの視聴再開も可能。

経済産業大臣指定講習機関 一般財団法人**省エネルギーセンター**

講習全般及び申込受付に関する問い合わせ

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

TEL：03-5439-4977 FAX：03-5439-6290 メール：train@eccj.or.jp



目 次

1. 資質の向上を図るための講習（資質向上講習）・・・・・・・・・・ 2～7
 - （1）令和7年度「資質向上講習」の受講対象者について
よくある質問（FAQ）
参考1 資質向上講習（法定講習）の受講義務について
参考2 資質向上講習（法定講習）の受講期間について
参考3 各種届出等のフロー
参考4 関連情報及び連絡先一覧
2. 受講申込み要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～11
 - （1）受講対象者
 - （2）オンライン講習（eラーニング）
 - （3）講習カリキュラム
 - （4）オンライン講習のお申込みから修了証発行までのながれ
 - （5）教材の発送予定日
 - （6）その他注意事項（オンライン講習）
3. 受講申込み方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13
 - （1）仮申込（申請）について
 - （2）集合講習について
4. 申込書記入例及び記入上の注意事項・・・・・・・・・・・・ 14

資質向上講習のお申込みにあたって

資質向上講習の受講申込みに際し、例年多くの間違いや不備が発生しています。
申込前に必ず以下をご確認ください。

- ①令和5（2023）年度以降の（新規講習・資質向上講習）修了者は申込みできません。
- ②令和7（2025）年度の選任者（直近の選任日が令和7年4月1日以降）は申込みできません。

③選任・解任届出の不備に注意

選任者になるには、「選任・解任届出書（様式第4または7）」を所轄経済産業局に提出が必要です。中長期報告書や定期報告書に、氏名や修了番号を記載しただけでは選任者になりません。

④選任者が外部委託の場合

外部委託の場合は、事前に所轄経済産業局へ相談・申請（外部委託契約書の提出含む）が必要です。

⑤届出の不備があった場合

本年度の資質向上講習を受講できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



1

資質の向上を図るための講習（資質向上講習）

（１）令和７年度「資質向上講習」の受講対象者について

「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」に選任されている方のうち、下記の①～③に該当する方が受講対象者です。

〔説明記号〕 ●：新規講習修了 ■：資質向上講習修了 ◎：選任 ★：資質向上講習受講

	平成18～令和3年度 (2006～2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
①		講習修了 ● 選任 ◎	選任 ◎	選任 ◎	受講 ★
②		講習修了 ■			受講 ★
③	講習修了 ● ■			選任 ◎	受講 ★

※令和7年度に選任（一度解任し再び選任した場合も含む）された方は、令和8年度に受講。

① 新規講習を3年前に受講

令和4年度のエネルギー管理講習「新規講習」を修了し、令和4～6年度までに選任された方。

※令和7年度に選任（一度解任し再び選任した場合も含む）された方は、令和8年度に受講。



② 資質向上講習を3年前に受講

令和4年度のエネルギー管理講習「資質向上講習」を修了し、引き続き選任されている方。

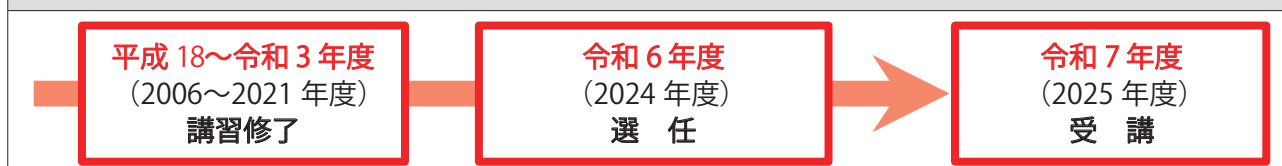
※令和7年度に選任（一度解任し再び選任した場合も含む）された方は、令和8年度に受講。



③ 新規講習、資質向上講習を3年以上前に受講

平成18年度から令和3年度の間に、エネルギー管理講習「新規講習」又は「資質向上講習」を修了し、令和6年度に選任された方。

※令和7年度に選任（一度解任し再び選任した場合も含む）された方は、令和8年度に受講。



経済産業省令で定める期間は、選任^{注1}されている者が規定する講習を受けた日の属する年度^{注2}の翌年度の開始の日から起算して三年です。ただし、当該の方が講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降に選任された場合は、選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年となります。

注1：選任とは、経済産業局に「選任解任届出書（様式第4又は7）」を提出し受理されている方です。

注2：年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間を1年度間としています。

よくある質問 (FAQ)

Q 1. 新規講習の修了者は受講する必要がありますか？

A 1. 受講が義務付けられているのは、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として**選任（新規講習の修了番号で選任届出済み）**されている方です。選任者は資質向上講習を**3年ごと（又は選任年度の翌年度）に受講が義務付け**られています。

Q 2. 講習を受講しない場合（受けさせなかった事業者）に行政上の措置はありますか？

A 2. 省エネ法に定める受講義務が不履行の場合には、事業者の省エネへの取り組みが不十分であると考えられ、工場等現地調査・立入検査・指導・助言の対象となることもあり得ます。**法令遵守の重要性を認識していただき、法定講習の受講をお願いします。**
なお、指定年度の資質向上講習を受け忘れた方は、講習部までお問い合わせください。

Q 3. 受講対象者の氏名を教えてください。

A 3. 11月以降に郵送する「申込案内書が入っていた**封筒の宛名**」又は、1月以降に郵送する「受講案内通知（**ハガキ**）の**宛名**」に記載があります。
なお、回答までに時間を要しますがメールでの問い合わせも可能です。
※異動、退職、選任、解任等による案内誤りがある場合は、省エネルギーセンター講習部のメールアドレス（train@eccj.or.jp）までご連絡ください。

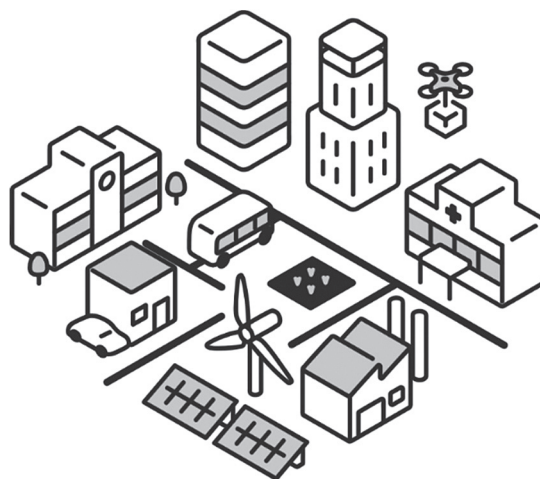
Q 4. 講習修了年度を教えてください。

A 4. 新規講習修了証（又は資質向上講習修了証）の「講習修了番号」を確認してください。講習修了番号が「01-2022-3-12345」の場合は、2022年度に新規講習を修了しています。資質向上講習の修了番号は、新規講習の修了番号を引継ぐため修了番号は変わりません。

Q 5. 資質向上講習の受講対象外について教えてください。

A 5. 下記に該当する方は資質向上講習の受講はできません。

- ・選任されているものの、資質向上講習の受講年度を間違えている方。
※選任を控えている方は、選任解任届出書を経済産業局に提出してください。
- ・選任されていない方。
- ・過去に選任されていたが、現在選任されていない方（解任済み）。
- ・エネルギー管理士免状取得者の方。
※エネルギー管理講習「新規講習」修了者として、所轄の経済産業局に「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」の選任届出をしている場合は、エネルギー管理士免状取得者として新たに選任届出を提出してください。



参考1 資質向上講習（法定講習）の受講義務について

事業者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する**法律（以下、省エネ法）**に基づき「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」の選任者に対して、**定期的**に資質の向上を図るための講習（資質向上講習）を**受講させることが義務付け**^{注3}られています（エネルギー管理士免状取得者を除く）。

（省エネ法から一部抜粋）

（エネルギー管理企画推進者）

第九条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務（第十五条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。）に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。

一 経済産業大臣又はその指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

二 エネルギー管理士免状（第五十五条に規定するエネルギー管理士免状をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けている者

2 特定事業者は、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

（省エネ法から一部抜粋）

（エネルギー管理員）

第十二条 第一種特定事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者（以下この条において「第一種指定事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

2 第一種指定事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

注3：経済産業省令で定めるところにより行う資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない

・ エネルギー管理企画推進者

省エネ法第9条第2項、第21条第2項、第33条第2項

・ エネルギー管理員

省エネ法第12条第2項、第14条第2項、第24条第2項、第26条第2項、第36条第2項、第38条第2項、第45条第2項、第47条第2項

参考2 資質向上講習（法定講習）の受講期間について

事業者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する**法律施行規則（以下、省令）**に基づき「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」の選任者に対して、**定期的**^{注4}に資質の向上を図るための講習（資質向上講習）を受講させることが義務付けられています（エネルギー管理士免状取得者を除く）。

（省令から一部抜粋）

（資質の向上を図るための講習の期間/エネルギー管理企画推進者）

第十四条 法第九条第二項、第二十一条第二項又は第三十三条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第二項、第二十一条第二項又は第三十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

（省令から一部抜粋）

（資質の向上を図るための講習の期間/エネルギー管理員）

第三十二条 法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理員に選任されている者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

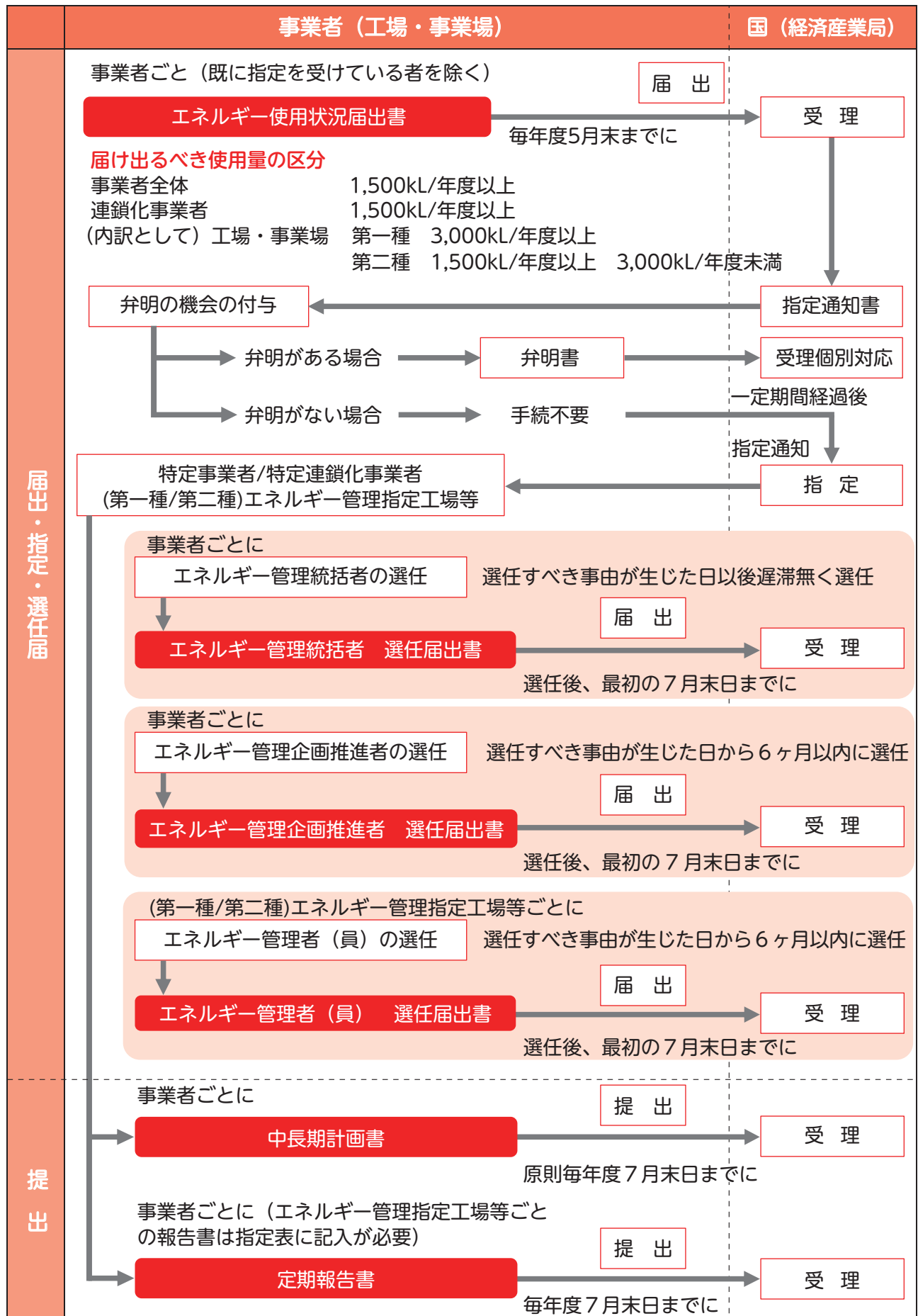
二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

注4：資質の向上を図るための講習の期間

- ・ エネルギー管理企画推進者：省令第14条
- ・ エネルギー管理員：省令第32条

参考3 各種届出等のフロー



※：認定管理統括事業者の場合にも上記フローに準ずる。

参考4 関連情報及び連絡先一覧

○省エネポータルサイト（経済産業省 資源エネルギー庁）

省エネ法に関する情報は、省エネポータルサイトをご覧ください。
省エネ法（概要・様式など）や各種支援制度の概要等を紹介しています。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/

・省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuoryo25.pdf

○省エネ法ヘルプデスク

省エネ法ヘルプデスクを開設しています。
定期報告書・中長期報告書の書き方などに関するご質問などに対応しています。

<https://www.eccj.or.jp/helpdesk/>

TEL：0570-000-787

○省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（通称：EEGS（イーグス））

<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>

○EEGSヘルプデスク

EEGSヘルプデスクを開設しています。
操作方法等に関するご質問に対応しています。

TEL：03-4446-6054 メール：g-eegs-support@sec.co.jp



○エネルギー管理講習（新規講習）（資質向上講習）実施機関

経済産業省指定講習機関

一般財団法人 省エネルギーセンター エネルギー管理試験・講習本部 講習部

TEL：03-5439-4977 FAX：03-5439-6290 メール：train@eccj.or.jp

○経済産業局 窓口（省エネ法・省エネ関係書類の提出先）

経済産業局へのお問い合わせ前に、**省エネ法のヘルプデスク等をご活用**ください。

経済産業局	電話	対象地域
北海道経済産業局 エネルギー対策課	011-709-1753	北海道
東北経済産業局 エネルギー対策課	022-221-4932	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局 省エネルギー対策課	048-600-0362	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
中部経済産業局 エネルギー対策課	052-951-0417	富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県
近畿経済産業局 エネルギー対策課	06-6966-6051	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国経済産業局 エネルギー対策課	082-224-5741	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国経済産業局 エネルギー対策課	087-811-8535	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州経済産業局 エネルギー対策課	092-482-5474	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課	098-866-1759	沖縄県

2

受講申込み要項

(1) 受講対象者

「資質向上講習」の受講対象者は2ページをご覧ください。

(2) オンライン講習（eラーニング）

資質向上講習の講義は、オンライン講習（eラーニング）で実施します。なお、パソコン等の用意が難しい方向けに集合講習（会場にて講義動画の視聴）もありますが、定員制となりますので予めご了承ください。

- ・インターネット申込み：オンライン講習（講義区分の選択：工場・事業場）
- ・申込書（払込取扱票）：オンライン講習を希望される方は、申込書（払込取扱票）の会場番号欄に下記の会場番号をご記入ください。

《会場番号》

工場：003・事業場：004

※会場番号の記入が無い場合は、オンライン講習になります。

(3) 講習カリキュラム

1) 講義の区分

日常のエネルギー管理業務などから、講義区分として**工場**又は**事業場**のどちらかを選択してください。なお、前回受講した際の講義区分と違う講義区分を選択することも可能です。

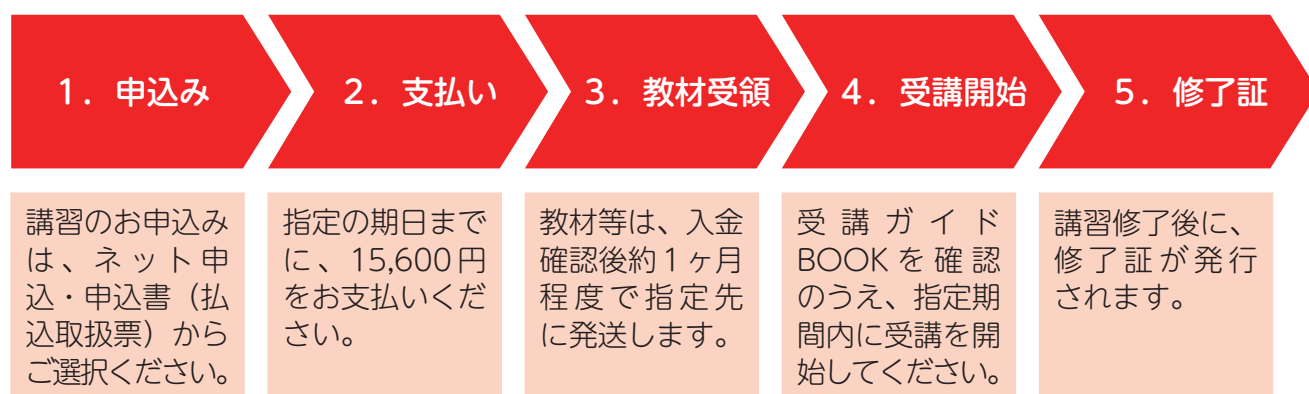
講義区分	工 場	事業場
講義内容	製造業等 に向けた講義	事務所、ビル、商業施設、ホテル、学校、病院、官公庁、倉庫等 に向けた講義
	1) エネルギー総合管理及び法規 2) エネルギー管理の手法（工場） 3) エネルギー管理の実務（工場）	1) エネルギー総合管理及び法規 2) エネルギー管理の手法（事業場） 3) エネルギー管理の実務（事業場）

2) 講習の課目・時間割

省エネ法等の規定に定められた「エネルギー総合管理及び法規」、「エネルギー管理の手法」、「エネルギー管理の実務」の3課目について講義します。オンライン講習の講義時間は下表のとおりです。（効果測定解答時間を除く5時間30分）

時 間	課 目	内 容
5時間30分	エネルギー総合管理及び法規	・エネルギーを巡る情勢及び政策 ・省エネルギー法とエネルギー管理 ・省エネルギー推進のフローと体制 ほか
	エネルギー管理の手法	・省エネルギー改善の進め方 ・省エネ着眼点ごとの設備・機器・事例 ほか
	エネルギー管理の実務	・使用合理化判断基準と管理標準 ・省エネルギー法に基づく届出、報告 ・省エネルギー支援及び情報 ほか

(4) オンライン講習のお申込みから修了証発行までのながれ

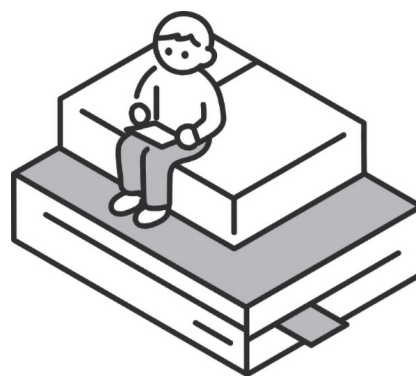


仮申込（申請）	・省エネルギーセンターのホームページから、(https://www.eccj.or.jp) 仮申込（申請）をしてください。 ・仮申込（申請）の方法は、12ページを参照してください。 ・受講対象者と確認できた方へ、1週間程で決済方法を連絡します。 ・土日祝日、年末年始等より連絡が遅くなる場合があります。
受講料の支払い	・指定の期日までに受講料15,600円の支払いをしてください。 ・受講料の15,600円は非課税のため、適格請求書（インボイス）対象外です。
教材の受領	・インターネット申込みの方は、決済マイページで荷物の追跡番号が確認できます。（伝票番号は即時反映されません。予めご了承ください。） ・入金確認後、約1ヶ月程度お時間を要します。 ・発送予定日は、10ページを参照してください。 ・土日祝祭日、年末年始等の交通渋滞や航空荷物の搭載制限の影響等による配送遅配がある場合があります。
受講期間	・令和8年1月16日（金）～3月31日（火）
動画の視聴	・講義動画は、5時間30分（効果測定問題の解答時間を除く）です。 ・講義動画は、24時間（メンテナンス時間を除く）視聴が可能です。連続した視聴だけでなく、中断や再開も可能です。
効果測定	・従来の効果測定から、視聴単元毎の効果測定に変更になりました。 ・動画の視聴後、関連する問題が3問出題され2問以上を正解すると、次の動画の視聴に進みます。 ・不合格時の動画視聴では、受講済みの単元のみ動画の再生速度調整と再生位置の指定ができます。
講習修了証	・修了基準を満たしている場合に修了証が発行されます。 ・修了証は、オンライン講習のコース内から各自ダウンロードしてください。
注意事項	・申込完了（教材発送）後の受講料の返金はできません。 ・受講期間の開始日前と受講期間の終了日以降は、オンライン講習の受講及び映像の閲覧はできません。 ・省エネルギーセンターが指定する期間で講習を修了してください。 ・指定期間の延長はありませんので、計画的に受講を進めてください。 ・その他の注意事項等は、11ページをご参照ください。

(5) 教材の発送予定日

- 1) インターネット申込みをされた方は、決済マイページから教材の発送状況（追跡番号）が確認できます。
- 2) テキスト発送後の送付先の住所間違い・送付先の変更による再送付は、送付費用が着払いになる場合があります。
- 3) 申込書（払込取扱票）をご利用の場合は、ゆうちょ銀行の事務処理に時間を要するため、翌週扱いになる場合があります。
- 4) 土日祝祭日、年末年始等の交通渋滞や航空荷物の搭載制限の影響等による配送に遅れがある場合があります。

入金日	テキスト発送予定日
12月 1日（月）～12月 4日（木）	1月14日（水）
12月 5日（金）～12月11日（木）	1月15日（木）
12月12日（金）～12月18日（木）	1月16日（金）
12月19日（金）～12月25日（木）	1月20日（火）
12月26日（金）～ 1月 6日（火）	1月23日（金）
1月 7日（水）～ 1月13日（火）	1月30日（金）
1月14日（水）～ 1月20日（火）	2月 6日（金）
1月21日（水）～ 1月27日（火）	2月13日（金）
1月28日（水）～ 2月 3日（火）	2月20日（金）
2月 4日（水）～ 2月10日（火）	2月27日（金）
2月11日（水）～ 2月17日（火）	3月 6日（金）
2月18日（水）～ 2月24日（火）	3月11日（水）
2月25日（水）	3月18日（水）



(6) その他注意事項（オンライン講習）

- 1) オンライン講習は、インターネットを通じたあらかじめ録画された講義動画の視聴になります。webカメラの使用はありません。
- 2) 勤務先や自宅等から、指定期間内であれば24時間いつでも受講できます。
- 3) オンライン講習は、システムメンテナンスを行っている時間を除き利用できます。
- 4) 受講者1名につき1台のパソコン等が必要になります。受講にあたり必要な通信機器、パソコン等の設備は受講者又は事業者で用意してください。
- 5) オンライン講習受講時の、インターネット通信料及び受講料以外に発生した費用は、受講者又は事業者の負担となります。
- 6) **個々の動作環境によっては視聴ができない場合があります。特に、セキュリティソフトの設定内容やモバイルWi-Fiルーター等の通信環境が不安定な場合には、正常に動作しないことがあります。**
- 7) **パソコン等及びインターネット接続環境により、オンライン講習を適切に受講できなかった場合でも、省エネルギーセンターは一切の責任を負いません。**
- 8) 省エネルギーセンターが予め告知等を行った上で、オンライン講習の維持・保全のため、またはシステム障害発生時の復旧のため、オンライン講習を一時的に停止または中止することがあります。
- 9) オンライン講習で提供する教材・動画等の著作権は省エネルギーセンターに帰属します。
- 10) 動画の再生ができない場合には、以下の確認及び対策方法をお試してください。
 - ・視聴環境を満たす端末（ご所属先・ご自宅のパソコン、タブレット、スマートフォン等）をご用意ください。
 - ・お使いのブラウザのキャッシュのクリア、履歴削除を行ってください。
 - ・動画の視聴環境が推奨環境を満たしているかご確認ください。

＜推奨環境＞

クライアント側OS：Windows 10、Windows 11、macOS Mojave 10.14
以上、iOS、Android

ディスプレイ：1024×768 以上推奨

webブラウザ：Google Chrome、Microsoft Edge、Safari、Firefox
- 11) セキュリティ等（各種設定やアクセス拒否等）により、所属先等でログイン又は動画が再生されない場合は、所属先のシステム管理担当者の方にご相談ください。
- 12) 省エネルギーセンターのホームページ（<https://www.eccj.or.jp>）から動画の視聴テストができます。詳しい操作方法等は、講習部のホームページ内にある「動作環境の確認」バナーから行ってください。



3

受講申込み方法

(1) 仮申込（申請）について

下記のいずれかの方法を1つ選択し、省エネルギーセンターのホームページから (<https://www.eccj.or.jp>) **仮申込（申請）** をしてください。

インターネット申込み（オンライン講習）

1) 申込方法

- ・省エネルギーセンター 講習部のホームページにある「**インターネット申込み**」バナーをクリックし、仮申込（申請）画面に進んでください。
- ・仮申込（申請）時に登録されたメールアドレス宛に詳細が届きます。
- ・受講対象者と確認できた方へ、1週間程で決済方法をメールで連絡します。
- ・受講料を支払うことで本申込（申請）が完了します。

2) 受講料：15,600円（非課税）

3) 支払方法【銀行振込・クレジット決済】

- ・申込受付期間：**令和7年12月1日（月）～令和8年2月24日（火）**
- ・入金期限：**令和8年2月25日（水）まで**

4) 支払方法【コンビニ決済】

- ・申込受付期間：**令和7年12月1日（月）～令和8年2月10日（火）**
- ・入金期限：**決済選択後の14日以内まで**

申込書【専用の払込取扱票】提出（オンライン講習）

1) 申込方法

- ・省エネルギーセンター 講習部のホームページにある「**資料請求フォーム**」バナーをクリックし、仮申込（申請）画面に進んでください。
- ・受講対象者と確認できた方へ、1週間程で仮申込（申請）時に登録された住所宛に、申込書（専用の払込取扱票）を郵送します。
- ・郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口にて、申込書（専用の払込取扱票）を提出し、受講料を支払うことで本申込（申請）が完了します。

2) 受講料：15,600円（非課税）

3) 支払方法【専用の払込取扱票】

- ・申込受付期間：**令和7年12月1日（月）～令和8年2月24日（火）**
- ・入金期限：**令和8年2月24日（火）日附印有効**

注意事項

- ・請求書及び領収書は、各金融機関から発行される「証明書」・「利用明細」・「振替払込請求書兼受領証」をご利用ください。
- ・インターネット申込みをされた方は、決済マイページから「請求明細書・受領証明書」がダウンロードできます。それ以外の書類は発行いたしませんのでご了承ください。
- ・受講料は非課税（消費税法第6条別表第2）です。インボイス制度（適格請求書発行）には該当しません。
- ・**申込完了後に、申込みの取り消しや受講料の返金はできません。**

(2) 集合講習について

資質向上講習は原則オンラインで実施しますが、やむを得ない事情によりオンライン環境を整えることができない場合には、当センターが指定する会場にて受講することができます。なお、集合講習は、あらかじめ録画された動画（オンライン講習と同じ）を視聴します。講義内容は、工場と事業場を合わせた内容（合同講義）で実施し、講義時間は約6時間です。

1) 申込方法

- ・ 12ページの「申込書〔専用の払込取扱票〕提出」を参照してください。
- ・ 集合講習のインターネット申込みはありません。

2) 受講料：15,600円（非課税）

3) 支払方法〔専用の払込取扱票〕

- ・ 申込受付期間：令和7年12月1日（月）～令和8年1月26日（月）
- ・ 入金期限：令和8年1月26日（月）日附印有効

4) 集合講習の講習地及び講習日（会場番号）

講習地	開催都市	会場番号	講習日時	定員
東京都	23区内	工場：201 事業場：202	3月 6日（金） 10：00～18：10	30
愛知県	名古屋市	工場：401 事業場：402	3月 4日（水） 10：00～18：10	30
大阪府	大阪市	工場：601 事業場：602	2月25日（水） 10：00～18：10	30

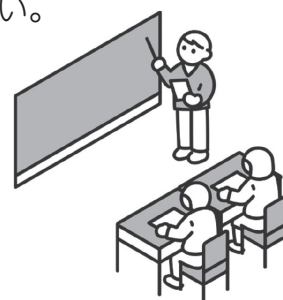
- ・ 上表の会場番号は、「工場」と「事業場」に分かれていますが、講義は合同で実施します。
- ・ 集合講習は先着順に受付いたします。なお、定員に達した場合には、集合講習での申込みをお断りし「オンライン講習の受講」に変更させていただきます。

5) 受講票及びテキスト等の発送日：令和8年2月16日（月）予定

- ・ 会場の開催場所や注意事項等は、受講票にてご確認ください。

6) 修了証について

- ・ 修了基準を満たしている場合に修了証が発行されます。



4

申込書記入例及び記入上の注意事項

申込書（専用の払込取扱票）は、別途ホームページから資料請求が必要です。

申込書は、専用の「払込取扱票」で兼ねています。申込者1名につき専用の「払込取扱票」1枚を使用してください。下記の記入例を参考にして①～⑩の記入上の注意をよく読み、必ず申込者本人が、黒インク又は黒ボールペンにて、かい書で正確に記入してください。記入事項の訂正は二重取消線を使用してください。

なお、申込書に記入された内容については、個人情報として厳重に取扱い、講習事務以外には使用しません。

【申込書の記入例】機械処理をしますので、明瞭に記入してください。

① 区分

「工場」又は「事業場」のうち、受講する講義区分のいずれかを選択し○マルで囲んでください。両方を受講することはできません。

② 受講希望地

会場番号を記入してください。会場番号は講義区分によって違います。

【オンライン講習】

工場：003 事業場：004

※集合講習は13ページ参照。

③ 講習修了番号

新規講習修了証に記載の修了番号を記入してください

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00	東京		
口座記号番号	金額	口座記号番号	金額
001807446539	15600	001807446539	15600
(一財)省エネルギーセンター 資質向上講習		(一財)省エネルギーセンター 資質向上講習	
エネルギー管理講習 (資質向上講習)申込書	① 区分 ② 受講希望地 ③ 講習修了番号	④ 住所 ⑤ 東京 ⑥ 港区芝浦 ⑦ 0-0-0	⑧ 氏名 ⑨ 省エネ ⑩ 太郎
特定事業者番号又は指定工場等番号		⑦ 事業者番号又は工場番号	
(株)省エネ社 技術部		(株)省エネ社	
勤務先		省エネ太郎	
フリガナ ショウエネ タロウ		省エネ太郎	
⑧ 氏名 ⑨ 省エネ ⑩ 太郎		省エネ太郎	
⑨ 性別 ⑩ 生年月日		省エネ太郎	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第54843号)		省エネ太郎	

④ 書類等送付先

受講票、修了証等の送付先となります。「☐現住所 ☐勤務先」のいずれかを選びチェック(✓)を入れてください。

⑤ 住所(受講票等送付先)

④で「現住所」を選択された場合は、受講者の現住所(自宅住所を)を記入してください。郵便番号、住所は最小区分(番地、号、マンション(アパート)名、部屋番号、〇〇方)までを必ず記入してください。「勤務先」を選択された場合は、勤務先の住所を記入してください。

⑥ 勤務先

現在勤務している会社名(工場名等)、部署名までを正確に記入してください。書類に不備がある場合に問合せをしますので、確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。

(例) 090-1234-5678

⑦ 事業者番号又は工場番号

事業者番号(特定事業者番号・特定連鎖化事業者番号)又は工場番号(エネルギー管理指定工場番号)を記入してください。

⑧ 氏名

氏名とフリガナを記入してください。この氏名は、書類等送付の宛名、修了証に記載の氏名となるため、戸籍と同じ字を明瞭に間違いなく記入してください。

(例：己巳巳、崎崎、高高など)

⑨ 性別

性別のいずれかを○マルで囲んでください。

⑩ 生年月日

昭和、平成(年号)を○マルで囲み、生年月日を算用数字で記入してください。

問い合わせ先

経済産業大臣指定講習機関

一般財団法人省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

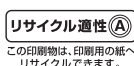
<https://www.eccj.or.jp/>

TEL : 03-5439-4977 / FAX : 03-5439-6290

メール : train@eccj.or.jp

問い合わせ時間 9時15分から17時30分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

一般財団法人省エネルギーセンターは、平成11年（1999年）4月27日に通商産業大臣当時（現経済産業大臣）から省エネ法に基づく指定を受け、指定講習機関としてエネルギー管理講習の実施に関する事務を行っています。



禁無断転載、版權所有 一般財団法人省エネルギーセンター
Copyright ©The Energy Conservation Center, Japan 2025

※この印刷物は資源の有効利用のため、古紙配合率70%の再生紙・植物性インキを使用しています。